

武蔵野市マンション管理適正化推進計画（案）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第3条の2の規定に基づき、武蔵野市（以下「本市」という。）の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための計画を次のとおり定める。

1 本市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標（法第3条の2第2項第1号）

本市の区域内におけるマンションの戸数は、平成30（2018）年住宅・土地統計調査では13,250戸（住宅に占める割合18.0%）となっており、平成15（2003）年調査の6,980戸、平成20（2008）年調査の11,170戸、平成25（2013）年調査の11,690戸と増加傾向にある。

今後、高経年のマンションが増加することが見込まれ、その適正な維持管理の促進に取り組む必要があることから、武蔵野市第四次住宅マスタープラン（令和3（2021）年3月策定。以下「住宅マスタープラン」という。）に従い、次の施策を重点として取り組む。

- (1) マンションの管理状況の把握（住宅マスタープラン基本施策4施策(2)）
- (2) マンション管理組合による適正な維持管理の推進（住宅マスタープラン基本施策4(3)）
- (3) マンション管理組合等に対する意識啓発（住宅マスタープラン基本施策4(5)）

2 本市の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために本市が講ずる措置に関する事項（法第3条の2第2項第2号）

高経年マンションを対象として、管理状況を適切に把握するための実態調査を行う。実態調査の実施にあたっては、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号）及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）（以下これらを「都条例」という。）の規定に基づくマンション管理状況届出制度との連携を図る。

3 本市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項（法第3条の2第2項第3号）

法第3章の規定に基づくマンション管理計画認定制度に関する事務を実施する。

都条例の規定に基づきマンション管理状況届出制度に関する事務を実施する。

法及び都条例に基づき、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言、指導又は勧告を行う。

セミナーやアドバイザー派遣、各種の専門団体（建築、マンション管理、法律、

税務)による相談窓口の設置をはじめ、マンション管理状況届出制度によって把握した管理状況を踏まえ、各管理組合が利用しやすい支援策を検討する等、マンションの適正で良好な維持管理を推進する。

4 本市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項(法第3条の2第2項第4号)

本市の区域内における法第3条の2第2項第4号に規定するマンション管理適正化指針は、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針(令和3年国土交通省告示第1286号。以下「基本方針」という。)[三 管理組合によるマンションの管理の適正化の推進に関する基本的な指針]に準じ、別紙「武蔵野市マンション管理適正化指針」のとおりとする。

武蔵野市長(以下「市長」という。)が法第5条の2の規定に基づき管理組合の管理者等に対して助言、指導等を行う場合の判断基準の目安は基本方針別紙1(別添参考1)に、法第5条の4の規定に基づき管理計画を認定する際の基準は基本方針別紙2(別添参考2)に示されている。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項(法第3条の2第2項第5号)

東京都が作成したマンション管理ガイドブックの普及をはじめ、国及び東京都によるマンションの維持管理に関わる支援制度の情報提供を推進する。

管理組合による交流会をはじめ、管理組合の設立、管理規約の策定や改定、耐震改修や大規模修繕工事、管理会社の変更等、維持管理に関わる有益な情報を管理組合が共有するための方法を検討する。

管理組合やマンションの購入を検討する世帯向けに、管理組合の活動や計画的修繕の必要性などの意識啓発を図る方法を、マンション管理会社や各種の専門団体等と連携しながら検討する。

6 計画期間(法第3条の2第2項第6号)

本計画の期間は、住宅マスタープランの計画期間に合わせ、本計画作成の令和5(2023)年 月から令和13(2031)年3月までとする。

なお、住宅マスタープランの見直し等に合わせ、必要に応じて見直しを行うものとする。

7 その他本市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項(法第3条の2第2項第7号)

第3項のマンション管理計画認定制度に関する事務の実施にあたっては、法第5条の3の規定により管理組合の管理者等がその作成したマンション管理計画の認定を市長に申請する場合は、当該管理者等は、事前に、法第91条に規定するマン

ション管理適正化推進センターによる確認を行うこととする。

マンション管理計画の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（法第5条の6）

認定を受けたマンション管理計画を当該認定の期間中に変更しようとするときは、市長の認定を受ける必要がある（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）。（法第5条の7）

市長は、マンション管理計画の認定を受けた管理者等に対し、当該マンションの管理に関し、報告の徴収又は改善命令を行う場合がある。（法第5条の8、5条の9）

武蔵野市マンション管理適正化指針

本指針は、武蔵野市（以下「本市」という。）の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第3条の2第2項第4号に規定するマンション管理適正化指針として、管理組合によるマンションの管理の適正化を推進するため、その基本的な考え方を示すものである。

1 管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

マンションは、本市における重要な居住形態であり、その適切な管理は、マンションの区分所有者等だけでなく、社会的にも要請されているところである。

このようなマンションの重要性にかんがみ、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、快適な居住環境が確保できるように、以下の点を踏まえつつ、マンションの管理を行うことを基本とするべきである。

- (1) マンションの管理の主体は、マンションの区分所有者等で構成される管理組合であり、管理組合は、区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、また、長期的な見通しを持って、適正な運営を行うことが必要である。特に、その経理は、健全な会計を確保するよう、十分な配慮がなされる必要がある。また、第三者に管理事務を委託する場合は、その内容を十分に検討して契約を締結する必要がある。
- (2) 管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。
- (3) マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。
- (4) さらに、マンションの状況によっては、外部の専門家が、管理組合の管理者等又は役員に就任することも考えられるが、その場合には、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。

2 マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項

(1) 管理組合の運営

管理組合の自立的な運営は、マンションの区分所有者等の全員が参加し、その意見を反映することにより成り立つものである。そのため、管理組合の運営は、情報の開示、運営の透明化等を通じ、開かれた民主的なものとする必要がある。

また、集会は、管理組合の最高意思決定機関である。したがって、管理組合の管理者等は、その意思決定にあたっては、事前に必要な資料を整備し、集会において適切な判断が行われるよう配慮する必要がある。

管理組合の管理者等は、マンション管理の目的が達成できるように、法令等を遵守し、マンションの区分所有者等のため、誠実にその職務を執行する必要がある。

(2) 管理規約

管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要がある。その作成にあたっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じてその改正を行うこと、これらを十分周知することが重要である。さらに、快適な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等マンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことも重要である。

また、管理費等の滞納など管理規約又は使用細則等に違反する行為があった場合、管理組合の管理者等は、その是正のため、必要な勧告、指示等を行うとともに、法令等に則り、少額訴訟等その是正又は排除を求める法的措置をとることが重要である。

(3) 共用部分の範囲及び管理費用の明確化

管理組合は、マンションの快適な居住環境を確保するため、あらかじめ、共用部分の範囲及び管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要である。

特に、専有部分と共用部分の区分、専用使用部分と共用部分の管理及び駐車場の使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が確保されるよう、各部分の範囲及びこれに対するマンションの区分所有者等の負担を明確に定めておくことが重要である。

(4) 管理組合の経理

管理組合がその機能を発揮するためには、その経済的基盤が確立されている必要がある。このため、管理費及び修繕積立金等について必要な費用を徴収するとともに、管理規約に基づき、これらの費目を帳簿上も明確に区分して経理を行い、適正に管理する必要がある。

また、管理組合の管理者等は、必要な帳票類を作成してこれを保管するとともに、マンションの区分所有者等の請求があった時は、これを速やかに開示することにより、経理の透明性を確保する必要がある。

(5) 長期修繕計画の作成及び見直し等

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、

適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。

長期修繕計画の作成及び見直しにあたっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要である。

管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるようにすることが重要である。

なお、建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替え等についても視野に入れて検討することが望ましい。建替え等の検討にあたっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知させるなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進める必要がある。

(6) 発注等の適正化

管理業務の委託や工事の発注等については、事業者の選定に係る意思決定の透明性確保や利益相反等に注意して、適正に行われる必要があるが、とりわけ外部の専門家が管理組合の管理者等又は役員に就任する場合には、マンションの区分所有者等から信頼されるような発注等に係るルールの整備が必要である。

(7) 良好な居住環境の維持及び向上

マンションの資産価値や良好な居住環境を維持する観点から、防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施、被災時を想定した管理規約上の取り決め、火災保険への加入等、管理組合としてマンションにおける防災・減災や防犯に取り組むことは重要である。

また、防災・減災、防犯に加え、日常的なトラブルの防止などの観点からも、マンションにおけるコミュニティ形成は重要なものであり、管理組合においても、区分所有法に則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが重要である。

一方、自治会及び町内会等（以下「自治会」という。）は、管理組合と異なり、各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意するとともに、特に管理費の用途については、マンションの管理と自治会活動の範囲・相互関係を整理し、管理費と自治会費の徴収、支出を分けて適切に運用する必要がある。なお、このように適切な峻別や、代行徴収に係る負担の整理が行われるのであれば、自治会費の徴収を代行することや、防災や美化などのマンションの管理業務を自治会が行う活動と連携して行うことも差し支えない。

(8) その他配慮すべき事項

マンションが団地を構成する場合には、各棟固有の事情を踏まえつつ、全棟の連携をとって、全体としての適切な管理がなされるように配慮することが重要である。

複合用途型マンションにあつては、住宅部分と非住宅部分との利害の調整を図り、その管理、費用負担等について適切な配慮をすることが重要である。

また、管理組合は、組合員名簿や居住者名簿の管理方法等、個人情報の取り扱いにあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）による個人情報取扱事業者としての義務を負うことに十分に留意する必要がある。

3 マンションの管理の適正化のためにマンションの区分所有者等が留意すべき事項

マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分認識し、売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等管理に関する事項に十分に留意することが重要である。また、管理組合及びマンションの区分所有者等は、マンションを購入しようとする者に対するこれらの情報の提供に配慮する必要がある。

マンションの区分所有者等は、その居住形態が戸建てとは異なり、相隣関係等に配慮を要する住まい方であることを十分に認識し、その上で、マンションの快適かつ適正な利用と資産価値の維持を図るため、管理組合の一員として、進んで、集会その他の管理組合の管理運営に参加するとともに、定められた管理規約、集会の決議等を遵守する必要がある。そのためにも、マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関する法律等についての理解を深めることが重要である。

専有部分の賃借人等の占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用方法につき、マンションの区分所有者等が管理規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負うことに十分に留意することが必要である。

4 マンションの管理の適正化のための管理委託に関する事項

管理組合は、マンションの管理の主体は管理組合自身であることを認識したうえで、管理事務の全部又は一部を第三者に委託しようとする場合は、「マンション標準管理委託契約書」を参考に、その委託内容を十分に検討し、書面又は電磁的方法（管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の承諾を得た場合に限る。）をもって管理委託契約を締結することが重要である。

管理委託契約先を選定する場合には、管理組合の管理者等は、事前に必要な資料を収集し、マンションの区分所有者等にその情報を公開するとともに、マンション管理業者の行う説明会を活用し、適正な選定がなされるように努める必要がある。

管理委託契約先が選定されたときは、管理組合の管理者等は、説明会等を通じて

マンションの区分所有者等に対し、当該契約内容を周知するとともに、マンション管理業者の行う管理事務の報告等を活用し、管理事務の適正化が図られるよう努める必要がある。

万一、マンション管理業者の業務に関して問題が生じた場合には、管理組合は、当該マンション管理業者にその解決を求めるとともに、必要に応じ、マンション管理業者の所属する団体にその解決を求める等の措置を講じる必要がある。

別紙 1 法第 5 条の 2 に基づく助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安

法第 5 条の 2 に基づき管理組合の管理者等に対して助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安は、以下の事項が遵守されていない場合とする。

なお、個別の事案に応じて以下の事項以外の事項についても、基本方針三のマンション管理適正化指針や基本方針六 4 の都道府県等マンション管理適正化指針に即し、必要な助言及び指導を行うことは差し支えない。

1 管理組合の運営

- (1) 管理組合の運営を円滑に行うため管理者等を定めること
- (2) 集会を年に 1 回以上開催すること

2 管理規約

管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと

3 管理組合の経理

管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること

4 長期修繕計画の作成及び見直し等

適時適切な維持修繕を行うため、修繕積立金を積み立てておくこと

別紙2 法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準

法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準は、以下の基準のいずれにも適合することとする。

1 管理組合の運営

- (1) 管理者等が定められていること
- (2) 監事が選任されていること
- (3) 集会が年1回以上開催されていること

2 管理規約

- (1) 管理規約が作成されていること
- (2) マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要などの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
- (3) マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（または電磁的方法による提供）について定められていること

3 管理組合の経理

- (1) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
- (2) 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと
- (3) 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること

4 長期修繕計画の作成及び見直し等

- (1) 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること
- (2) 長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われていること
- (3) 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること
- (4) 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと
- (5) 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと
- (6) 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計

画となっていること

5 その他

- (1) 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること
- (2) 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること